

2016年5月11日

京呉服好一株式会社  
代表取締役 平田 好一 殿

〒700-0026 岡山市北区奉還町1-7-7 オルガ5階

適格消費者団体 NPO法人消費者ネットおかやま

理事長 河田 英正

TEL : 086-230-1316



## 申入書

### 1 はじめに

当法人は、消費者団体訴訟制度の制度化を受けて、不当な勧誘行為や不当条項の使用の中止の申し入れや、団体訴権行使していくことを重要な活動内容として、岡山県の消費者団体や消費者問題に取り組む個人によって、2007年6月6日に設立されたNPO法人です。2015年12月8日には、内閣総理大臣より消費者契約法第13条に基づく適格消費者団体として認定されました（組織概要については当法人のホームページをご参照ください）。

この度、貴社が運営されている振袖レンタルサービスに関する規約（「京呉服好一 レンタルご利用規約」）（以下「本規約」といいます）に関し、消費者契約法に違反すると思われる規定、または消費者保護の観点から問題と思われる規定がございましたので、下記のとおり申し入れを行います。

つきましては、ご多忙中恐縮ではございますが、本書到達後1ヶ月以内に、申入れに対する回答を文書にてご回答いただければ幸いです。なお、本申し入れは公開の方式で行わせていただきます。従いまして、回答の有無及び回答内容等は当法人ホームページ等で全て公表いたしますので、その旨ご承知置きください。

## 2 申入れの趣旨

### (1) キャンセル料を定めた規定について

本規約中のキャンセル料を定めた規定についてその使用を中止すること。

仮にキャンセル料の定めを設ける場合、消費者契約法第9条1号に規定される「平均的損害」を超えない額を設定すること。

### (2) 違約金を定めた規定について

本規約中のレンタル対象物の返還義務の遅滞に対する違約金を定めた規定について、違約金の額を「年14.6%を超えない範囲」に変更すること。

### (3) オーダーレンタルの取り消し期間を定めた規定について

本規約中のオーダーレンタルの取り消し期間を定めた規定についてその使用を中止すること。

## 3 申入れの理由

### (1) キャンセル料を定めた規定について

ア 消費者契約法第9条1号によれば、契約の解除に伴う違約金を定める条項について、契約の解除に伴い事業者に生ずべき「平均的な損害」を超えるものについては、その超える部分について無効となるとされています。

イ 本規約によるとお仕立て上がりのレンタルに関するキャンセル料は以下のとおりとされています。

- 「 1. お申し込み後3日以内の取り消し・・・20%
- 2. お申し込み後30日以内の取り消し・・・30%
- 3. 着用予定日前1ヶ月の取り消し・・・50%
- 4. 着用予定日1週間以内の取り消し・・・100%
- 5. 前撮り着用後の取り消し・・・80% 」

ウ 上記の規定は一部趣旨の不明瞭な点もありますが、解約の意思表示を行う時期によって整理すると以下のようない定めであると解釈できます。

- |                                |      |
|--------------------------------|------|
| 1. 契約日から数えて3日目                 | 20%  |
| 2. 契約日から数えて4日目から30日目までの間       | 30%  |
| 3. 契約日から数えて31日目から着用予定日前8日目までの間 | 50%  |
| 4. 着用予定日前7日目から着用予定日の間          | 100% |
| 5. 前撮り着用後から着用予定日前8日目までの間       | 80%  |

なお、本件では「お仕立て上がりのレンタル」をすでに仕立てられている着物のレンタルであることを前提としています。

エ そうすると、仮に貴社との間で着用予定日から半年以上前に契約した場合においても、少なくともキャンセル料として20%の支払義務が生じることとなります。また、契約日から31日目以降は、解約の意思表示を行った日が着用

予定日から半年以上先である場合であってもキャンセル料として50%の支払義務が生じることとなります。そして、貴社ホームページに掲載されている商品のレンタル価格をみると、振袖のフルセットレンタル価格は20万円を超えるものとされていることから、契約締結後のキャンセルで4万円程度、契約締結日から31日目以降であれば10万円程度の違約金が発生する可能性が高いといえます。

しかしながら、上記場合のいずれにおいても、上記に掲げる金額に相当する損害が発生しているとは到底考えられません。

また、着用予定日前8日目までは50%の違約金であったにもかかわらず、その翌日になると突如として違約金の金額が倍額となっており、損害の金額が1日で倍になるという規定については何らその根拠がないものといわざるをえません。

さらに、一度前撮りを行ってしまえば着用予定日前8日目までの間は80%の違約金を支払わなければならぬこととされています。しかし、前撮りを行わない場合と比較すると、前撮りを行ったことに対する費用としては振袖のクリーニング代、カメラマンの入会費及び施設の利用料等が想定される程度であると考えられます。そうすると、上記3. の違約金(50%)が高すぎるという点をおいておくとしても、前撮りを行ったことによって違約金の金額が30%も高額となる理由はないものと考えます<sup>1</sup>。

オ 以上によれば、本規約におけるキャンセル料規定は消費者契約法第9条1号に違反し無効な規定であると考えられます。

## (2) 違約金を定めた規定について

ア 消費者契約法第10条1項は、民法、商法その他の法律の公の秩序に関する規定の適用による場合に比し、消費者の権利を制限し、または消費者の義務を加重する消費者契約の条項であって、民法第1条第2項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するものは、無効とする、と規定しています。

イ 本規約において、貴社のレンタル対象物の返還義務の遅滞に対する違約金については以下のとおり定められています。

「連絡無きご返却の遅れは1日に付き契約金の10%を延滞金としていただきます。」

ウ 上記規定は、レンタル対象物の返還義務を履行しなかった場合の違約金を定めたものと解釈できます。上記規定によれば、返還日から10日間返還が遅れると契約代金相当額を違約金として支払わなければならないこととなり、年率

<sup>1</sup> 本文は貴社がクリーニングを行うことが前提とされており、前撮りから成人式の日まで顧客が保管する場合、クリーニング代は不要となると考えられます。

3560%の違約金を定めていることとなります。

一般的に、債務の不履行が存在した場合に、違約金の定めを設けること自体はありうるところです。しかしながら、違約金の定めについても無制限に規定できるわけではなく、たとえば、暴利行為と評価される場合、当該条項は無効とされます（民法90条）。

また、貴社としては、レンタル対象物が返還日までに返還されない場合、契約相手方に対して債務不履行に基づく損害賠償請求を行うことが可能です（民法415条）。その場合の損害額については、債務不履行と相当因果関係を有するものが損害であるとされています（民法416条）。そして、レンタル対象物が返還されないことによって貴社に生じる可能性のある損害とは、新たにレンタル対象物を仕入れるために必要な費用であると考えられます（貴社としては新たにレンタル対象物を仕入れさえすればレンタルすることは可能であるからです。）。

そうすると、年率3650%もの違約金が定められた条項は、民法の規定による場合に比し、著しく高額な違約金を請求するものであり、民法第1条第2項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するものをいわざるをえません。

したがって、当該条項は消費者契約法第10条により無効となる可能性が極めて高いものといえます。

### (3) オーダーレンタルの取り消し期間を定めた規定について

ア 民法641条は、請負契約について、請負人が仕事を完成しない間は、注文者はいつでも損害を賠償して契約の解除をすると規定しています。

また、消費者契約法第10条1項の規定は先述のとおりです。

イ 本規約にはオーダーレンタルのキャンセルについて以下のとおり規定されています。

「オーダーレンタルの取り消しはお申し込み後3日以降はできません。」

ウ 上記規定によれば、申し込み日から起算して5日目以降は契約解除ができないものとされています。

しかし、オーダーレンタル契約は、賃貸借契約と請負契約の混合契約と考えられるところ、オーダーという特性を考慮すると、オーダーレンタル契約について請負契約の注文主における任意解除権を認めた民法541条の適用があるものと考えられます。

そうすると、注文者である契約の相手方としては、仕立てが完成するまでの間はオーダーレンタル契約を解除することが可能であり、解除に伴って生じた損害を賠償すれば足りることとなります。

しかしながら、先述のとおり、本規約は仕立てが完成していない時期における解約を制限しており、上記の民法の規定よりも消費者である注文者の権利を制限する規定であるといえます。

そして、解約の時期や解約の理由を考慮することなく、申し込みから3日以内は解約することを認めないとすることは、たとえば、契約後に転居等の理由で貴社において振袖をレンタルすることに合理性がなくなった場合で、かつ、まだ仕立て自体も行われていない場合においても解約を一切認めないことを意味します。このような場合が、民法第1条第2項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するものといわざるをえません。

エ よって、上記条項は消費者契約法第10条第1項に違反して無効である可能性が極めて高いといわざるをえません。

#### 4 結論

以上述べてきたとおり、本規約には消費者契約法に違反する条項が含まれており、そのため、申立ての趣旨記載の対応を求めるため、本申し入れを行います。

以上